

## 環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 23)

1 日 時 令和6年4月24日(水)  
午前10時02分 開会  
午前10時54分 閉会

2 場 所 第5委員会室

### 3 出席委員(8人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	井 上 秀 作
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信	委 員	松 尾 和 也

### 4 欠席委員(1人)

委 員 田 仲 常 郎

### 5 出席説明員

消 防 局 長	岸 本 孝 司	予 防 部 長	山 本 芳 昭
予 防 課 長	渡 邊 晴 久	警 防 部 長	荒 巻 智 徳
警 防 課 長	関 敏 和		外 関 係 職 員

### 6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 議 事 係 長 佐 々 木 雄 一 郎

### 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	小倉北区魚町の火災について	消防局から別添資料のとおり報告を受けた。
2	行政視察について	7月8日から10日までの3日間で行政視察を行うことを決定した。

## 8 会議の経過

(4月1日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

### ○委員長(富士川厚子君) 開会します。

本日は、消防局から1件報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、消防局から小倉北区魚町の火災について報告を受けます。警防課長。

### ○警防課長 それでは、小倉北区魚町の火災について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

火災の発生場所は、小倉北区魚町三丁目4番街区の北西側でございます。

119番通報を受けた時間でございますが、令和6年4月20日の9時5分でございます。

消防局の対応状況につきましては、消防隊が現場を確認したところ、付近一帯にはうっすらと白い煙が漂っている状態でありまして、通報があった建物の中は白い煙が充満し、炎は見えない状態でした。隣接の建物は閉店中であり、近くの建物の屋上から確認したところ、黒い煙を発見したため、消防力を増強しました。懸命の消火活動の結果、13時7分に延焼阻止、15時54分に火勢鎮圧、19時5分には鎮火状態にすることができました。しかしながら、且過地区や鳥町食道街の火災と同様に、堆積する多くの瓦れきを取り除いて消火する必要があったため、解体工事業協会に重機を要請し、瓦れき下の消火活動を行いまして、翌日、4月21日の17時に鎮火に至っております。

続きまして、出火場所及び出火原因についてでございます。現在調査中でございますが、出火場所については、燃え方の強かった4番街区の北西側の店舗と見て調査を進めているところでございます。出火原因につきましては、様々な原因を考慮して調べを進めています。なお、この火災による死傷者は発生しておりません。

次に、速報段階でございますが、焼損面積は約350平方メートルでございます。また、焼損店舗数といたしましては8店舗で、その内訳は、飲食店が5店舗、バー、ラウンジが2店舗、貸し倉庫が1店舗でございます。なお、居住者はいませんでした。

続きまして、消防署と消防団の出動状況でございます。消防署の出動台数は、消防ヘリコプター1機を含む延べ19台が出動しており、出動人員は延べ67人でございます。消防団の出動台数は延べ6台で、出動人員は延べ39人となっており、合計25台、106人が出動しております。

続きまして、消火活動の状況でございます。

3ページを御覧ください。

これは消防ヘリコプターにより、上空から撮影したものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

この写真は、街区の北側、北西側、南側の状況でございます。

2ページにお戻りください。

続きまして、火災調査の状況でございます。火災調査は、消防法に基づき、原因調査と損害調査を行っております。原因調査については、現場への調査を4月21日、消防と警察合同の35人体制で、最も激しく燃えていた街区の北西側を中心に行いました。被災した建物ですが、床面の崩落、また、建物倒壊のおそれがあったため、少人数で建物内に入り、人員を交代しながら原因調査を実施しております。

今後の対応といたしましては、関係者の証言と火災の状況を照らし合わせたり、燃え残ったものを詳細に調べたりするなど、慎重に火災原因の究明を進めていくこととしております。

一方、損害調査につきましては、焼損面積や焼損店舗の詳細を把握するとともに、現地にて、ほかの建物や物件に損害がないか継続的な調査を行いまして、被災証明書発行の準備も進めております。

以上で小倉北区魚町の火災についての説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

**○委員長（富士川厚子君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今回の地域ですけれども、且過の後とかに重点防火指導地域がありましたけど、その指導の対象になっていたのか、教えてください。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 今回の地域につきましては、重点防火指導対象地域の基準に満たないために指定はしておりませんでした。しかしながら、この地域につきましては、今年4月16日、火災の4日前には防火指導員による防火指導を行っている地域でございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今、その基準を満たさないということだったんですけど、その面積、年数、どちらですか。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 基準につきましては、大規模なアーケード等の3,000平米以上となっておりますので、そちらに該当いたしません。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 基準には、60年以上たっている木造というのがありますよね。それには該当しないんですか。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 60年以上の建物につきましては住宅等を考慮しておりますので、あの辺の魚

町の場合は、大規模な飲食店等の3,000平米以上という基準に該当していないものでございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） よくわからなかったんですけど、あの地域は、60年以上たっているところじゃないんですか。

○委員長（富士川厚子君） 予防課長。

○予防課長 今回被災された建物が60年以上たっているかどうかは、現在確認中でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） あれが60年以上たっているのかどうかというのは、分からないということですね。分かりました。そして、今特定消防区域がありますよね。ここは、今回の簡易消火装置を設置するという、その地域にも入っていないですよ。

○委員長（富士川厚子君） 予防課長。

○予防課長 今回の地域につきましては、特定消防区域、木造商店街密集地域、木造住宅密集地域、大規模店舗集合地域の中にも入っておりません。しかしながら、それ以外にも、延焼危険の高い地域というのは市内にもたくさんございますので、そこら辺は、これは産業経済局の補助事業なんですけども、申請があれば柔軟に対応するという事で確認を取っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 産業経済局の補助事業なんですけど、これを指定していくのは消防局ですよ。これからは、その対象の地域が簡易自動消火装置の設置場所にもなってくるということなんですよ。そういう認識でいいんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 予防課長。

○予防課長 基本的には、先ほど言いました特定消防区域内にある木造飲食店が対象になります。それ以外の地域につきましては、単独で消防が全てをつけるというわけにはいきませんので、産業経済局と調整を図りながら、現地を確認して必要であればつけるという形になります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 北側にあった平和会館とかあの辺も、この地域に入っていないですよ。今回火事が起きて、それが、その簡易型の消火装置の対象になっていないというのは物すごく不思議だなと。あそこは最近、新しい飲食店もどんどん増えているところなので、これが入っていないというのは、私、非常に不思議でならないんです。この地域全体、今後の指導はどうなるんですか。重点防火指導対象地域になっていないところですよ。それが火事が起きて、見れば、上はトタンで下は木造で、消火も困難な地域なんです。

けど、ここの指導はどうなっていくんですかね。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 今年度、防火指導員による防火指導につきましては、市内の木造飲食店全てを回ることにしておりますので、この地域も回りますし、ほかの小倉の中心部も、木造飲食店は全て回る予定にしております。

なお、先ほど言いましたように、この地域もその考えの下に、4月16日に防火指導員による防火指導は行っているところでございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今後、その重点防火指導地域の基準はもう一度見直していかないと、何年たっているかも分からないと、まだ調査中だということなんで、この指導地域も見直す必要があるんじゃないかなと思うんですけど、何か見解があれば。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 重点防火指導対象地域につきましては、どうしても面積等の国の基準というのがございますので、現在指定しております木造商店街密集地域、木造住宅密集地域を重点防火指導対象地域として、これからもこの体制は変わりなくやっていきたいと思っております。それ以外のところにつきましても、当然危険な箇所等も小倉の町に限らず市内全域にございますので、そこは今、鳥町食道街の火災があつて以降、各管内に詳しい消防署に、管内で危ないところはないのかということで一度洗い出しをして、今消防局でその情報を基に精査している状況でございます。その情報を基に、防火指導員とか訓練とか、そういうことをやっていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今回の火災の原因が人為的なものかどうか、まだ分からない状態なんですよね。要するに配管の中から煙が出ていたということで、分からないうちに火がどこかで起きたのかもしれないということなので、そういうところの老朽化とか、例えばダクトの中に油がたまっていたとか、そういうことも含めて、きちんとした査察というか調べてもらって。どこに火災の原因があるのかも分からないですよね。漏電かもしれないし、いろんなことが予想されるわけで、そういうところをこれから調べていくということですよ。準重点防火指導地域とかというの、また考えられているのかなとも思うんですけど、指導もそうですけど、点検というところをきっちりやっていただきたいと思うんですけど、そういうところはどうですか、何か。八幡東区で起こった枝光商店街の火災も、あれは漏電だったですよ。2階の漏電でなったわけですから、そういうところも見ていくと。どこにその火災の原因があるのかとか、火災になるかもしれないというところがあるかもしれない。そういうところの点検をしてもらわんといけんのですよね。そんなことされたら商売上がったやとか言われても、きっちり調べていかんと、もう今回の火事で、

北九州市、商店街はどうなっとるんかと。そういうことを全国で思われているんですね。やっぱり、もやっとしたような対応ではもう駄目なんだと。厳しく、しっかりとした指導と点検をしていただきたいと思います。これは私の意見として述べておきます。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防部長。

**○予防部長** 出火場所等については、今後、調査を進めているところで、具体的なコメントは差し控えさせていただきますけども、先ほど委員がおっしゃられました、配管から煙が出ているとか、そして、焦げ臭いとかといったような報道があってはございますけども、この調査、確認された今の範囲では、ダクトには火災による変形とか変色は見られておりません。また、過失というお話があったかと思いますが、これも具体的なものではありませんけども、今のところ人為的な過失が推認されるような状況は確認されておられません。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 先ほど委員がおっしゃられた八幡東区の火災、これは原因が漏電ということで言われておりましたけども、消防局としてはまだ断定もしておりませんし、確定もしておりません。漏電とは言っておりませんので、そこだけはお伝えしたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 人為的なものではないということは、そういうことは言われているので、私もそうではないかなと思っているんですけど、じゃあ、どこから出たのかというところで、老朽化して危険なところがあるわけですから、本当にあの地域は、もう平和会館なんか、私、小学校のときとか食べに行っていましたから。そういう物すごく古いところなんです。ですから、どこから火が出るか分からないというような状態なので、今しっかりと点検をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** まず、今回現場の消火活動において、消防局、そしてまた消防団、一体になって最小限度に食い止めていただき、これはまず、本当にお疲れさまでした。そして、その中で、今回いち早く北九州市議会の中でも、議長、そしてまた、今日おられる富士川委員長が現場も見て、これはもう今後こういったことが絶対起きてはいけないということで、何回も続いています。その中で、今も、例えば自動消火装置をつけたからといっても、実際にまた火事が起きるかもしれない。今までいろんな案件が、火事の現場がありました。その中で調査をしっかりして行って積み上げて行って、そして、その中から、自動消火装置もありながら、でも、一番はやはりそこに住んでいる、そこで飲食店を商いしている人たちの心構え、火を使うということとはとても便利なものではありますけど、危険になるということ、これをしっかりと自覚をしてやっていかなければいけない。その中で、

また漏電とかいろんなものもあるかもしれませんが、まずは、そういった部分は消防局が指導や見回りをしているときに確認したりして、都市戦略局とも一緒になってもできると思います。

あとは、人為的なものというものは、やはり一人一人そこにおられる方の、うっかりとか、はっとしたときでも、もしかしたら防げる可能性がある。私も思うんですけど、皆さん火事なんか経験したことないから、いきなり鍋やなんかがぶわっと燃えたら、もう逃げるしかないですよ。でも、そういったものも含めた、商店街や火事のおそれがあるところの訓練、そういったものは今後必要になってくるのではないかなと思います、その辺をどういうふうに考えているかお聞かせください。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** 商店街等の訓練等につきましては、委員のおっしゃるとおり、通常の方は一生に一度経験するかどうかという火災とか災害になろうかと思えます。そこで、消防局でも、映像とかそういうものではなくて、実際に熱さを体験してもらえるように、実際に火を起こして、ガスで熱、煙とかを体感してもらいながら、消火器で消すというような体験型の訓練も始めているところでございます。場所等の制限もございますけども、今後もそういうのを活用しながら、より体験していただくような形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** ありがとうございます。今回は魚町の火災についての報告なんで、その先の話はまた今後、この委員会でも議論はしていかなきゃいけないと思っていますので。ただ、最後に要望ですが、今言われたように、例えば私たちが運転免許更新のときに、事故が起きたときだとかそういう人たちには、2時間以上の映像を見たりして、毎回講習がありますよね。ああいう映像もしっかり作ったりして啓発をして、いろんな方々に、市民の皆さんに、火は恐ろしいですよということと、あと、火があっても、こういうような対処で対策もできます、予防もできますと。もし火が出ても、こういうふうにして逃げずにできますよとかというようなことを、今までの災害や、火事とかいろんなものも踏まえながら、しっかり見いだして、各局と連携してやっていただければ、これは多分消防だけではできないと思います。地域の人たちを入れたら総務市民局にもなるし、商業とかになれば産業経済局にもなるし、都市戦略局とも協力しないといけないし、全ての局でしっかり把握をして、今後、もう二度とこういう火事を起こさない。火事になるということは、本市にとっても非常にイメージダウンになると思います。だからこそ、これをしっかりと教訓にして、またさらなる安心、安全な町を目指して頑張っていただきたいなと思いますので、最後はもう、これは要望として終わらせていただきます。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませつか。森本委員。

**○委員（森本由美君）** まず、一番は市民、市全体のダメージじゃないかなと。何回も全国レベルのニュースで流れて、またかという気持ちで市民としては精神的なダメージが、市全体としてはイメージのダウンというのもあると思いますけれども、大変残念だなと思います。いつ、どこで火事が起こるか分からないという状況をつくっておくのはよくないと思うんですけれども、実際、実態がそういうふうになっているということなので、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、消火活動なんですけれども、最初に通報があったのが何時で、駆けつけたのが何時で、延焼阻止っていうのがありますが、これは順調に、今回の分は想定どおりにちゃんと消火できたっていうことで考えていいのかどうか教えていただきたいということと、あとは、どこが一番燃えていたのかということ。それと、火災の後のことについてもお聞きしたいので、2回に分けてお聞きしたいと思います。

**○委員長（富士川厚子君）** 警防課長。

**○警防課長** 最初の119番の通報の入電がありましたのは9時5分でした。その後、実際に出動指令をかけましたのが9時8分です。9時15分に消防隊が現場に到着して、白煙を確認しております。延焼阻止につきましては、延焼を大体この時間ぐらいで防げたのかなと思っております。横が耐火造になっていて、ちょうど耐火造のところで止まりましたので、それ以上はもう燃え広がらないと、延焼阻止が入ったということで、今回は、ほかの火災に比べると若干早かったかなと思っております。

それと、どこが一番燃えていたかということなんですけど、あのあたりは、今回燃えたところもほとんどが同じような形で燃えていまして、大体北西側、通路側、同じような燃え方をしていましたので、どこが一番強いとかいうことではなかったと聞いております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 狭いところで、なかなか、消防車が何台でしたか、ヘリコプターを含めて19ということでしたけど、ニュースを見ると、消火は隣のビルとかに上がってやっていたよね。あれも、狭いところはああいう感じで消すというのは決まっていることなんですか。結局ヘリコプターというのは消火活動をされたのか、全体を指揮するためにあるのか、それも確認したいと思うんですけど。

**○委員長（富士川厚子君）** 警防課長。

**○警防課長** 今回、燃えた街区のちょうど正面側のところの屋上から放水ができましたので、その放水と、それと、燃えた建物のちょうど南側が耐火造になっておりましたので、耐火造のところからも消火を行っております。あと、消防ヘリコプターの関係ですが、今回は上空からの情報収集を行いまして、どちらの方向に燃え広がっているっていう情報を現場や消防本部に伝えてもらったというような活動でございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 燃えた店舗が8店舗っていうことなんですけれども、これは耐火造になってなかったから延焼したということなんですか。

○委員長（富士川厚子君） 警防課長。

○警防課長 そのとおりでございます。今回燃えた場所につきましては、全て木造の建物でございます、それに隣接している建物は耐火造ということになっております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） そうすると、やはり建物が古いつていうことが火災の要因にはなっているってことですよ。今後、建て替えを促進するっていうことが本当の対策になるかわからないんですけど、そういうことも大事じゃないかなと思っています。というのが、鳥町食道街の場合には、近くのメルカート三番街が入っているビル、結局あそこが、火災の影響でもう解体するから出てくれと言われたらしくて、だから、そういう対策を進めているのかなと思っていますんですけど、それは市が、そのオーナーと連携していろいろ取り組んでいるんでしょうか。そういうことだったら、そういう対策もあるのかなと思ったんですが、そういうことは市は関わっているのか、独自にされているのか。そういうことも少し聞いたので。今後の火災予防も含めて、建て替えを進めたりとか、耐火になっていないところはこうするとか、そういう何か具体的な策がないと、またこのところで火災になったってことで、本当にもうこれ以上は勘弁してほしいなって私も思うんですよ。市民としてももう、ここでこんなにダメージがあるのに、またってというのは。しかも、小倉の同じようなエリアでってというのは、やはり食い止めるためのもっと強力な策っていうのが必要じゃないかなと思うんですけど。その鳥町食道街ではこうしています、今回なったところもこうしますっていう、何か方策というのがあるんですかね。ただ予防で防火指導をして、その指定になっているところは自動消火装置をつけるっていう、それだけなのかなって。もうちょっと手を打たなきゃいけないかなって思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 予防部長。

○予防部長 委員御指摘の建て替えによって不燃性の建物にというお話でございましたけれども、これについては、申し訳ございません、消防局の所管外になりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ただ、ほかの委員も言ったように横断的にやっていかないと、ただ消すだけのお仕事っていうんじゃないかと、防火は産業経済局とかと一緒にやっていかなくちゃいけないんで、そういう情報は共有すべきじゃないんですか。じゃないと、意味がない

かなと思うんですけど。

○委員長（富士川厚子君） 予防部長。

○予防部長 もちろん情報は共有をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） せっかく報告をしていただけるということなので、ただニュースや新聞で報道している分じゃなくて、今後、消防局としてもうちよっと深い分析っていうのはされるんですか。しなきゃいけないかなと私は思うんですよね。これ以上は勘弁してほしいって、市民としては、これだけ頻発するのってもうやめてほしいなって思うので、そのためには、市としても、消防団とか、もちろんオーナーもそうですけれども、何か今までにない手を打っていかないといけないんじゃないかなって強く危機感を感じておりますが、いかがでしょうか。局長。

○委員長（富士川厚子君） 消防局長。

○消防局長 消防局といたしましても、この2年間の間にこのような火災が起きたということは大変重く受け止めているところでございます。ただ、個人の財産とかという面もありますし、今後どのような対策が取れるのかっていうのは、商業地域であるので産業経済局とかとも情報共有しながらという形で考えていきたいとは思っておりますが、私たちにできることというのは、まず、防火指導と意識づけというところを素早くやることによって、火災というものの怖さっていうのを知ってもらう。そして、防火に努めていただくような対策をさせていただきたいと考えております。その上で、先ほど言いましたような関係各課とは情報共有しながら、何かほかにいい策がないかというのは検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 最後に、私は小倉南区で、今事務所として使っているところも昭和47年に建設されているんですよね。鉄筋コンクリートだから建物としては大丈夫かもしれないけれども、やはり漏電とか、いろんな火事が起こっているんで心配です。一般的に市民に対する意識づけっていうところでは、そういったものも、例えばこういうことを点検したらどうですかっていうのはできるんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 予防課長。

○予防課長 電気火災等の広報とか点検につきましては、今までも防火指導員による防火指導のときに、電気事業者による点検の重要性とか、コンセントからのトラッキングとか、タコ足配線が危険ですよというような、映像とか、説明とかをしながらしております。また、一般住宅につきましても、消防職員が住宅防火訪問に行っているんですけども、その

中で同じように、タコ足配線とか電気配線からの火災はこんな感じで起こるんですよという形で、タブレットなどを活用して分かりやすい防火指導を行っているところがございます。また、ホームページ等でも、そういう媒体を活用して市民に広くお知らせ、啓発をしている状況でございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。本当に大変だな、お気の毒っていう気持ちもある一方で、こんなに頻発するっていうことに対しては市全体の問題ではないかな。それで、武内市長が言っていたのは、これは市民全体で、みんなで取り組む問題ですってコメントされていたんだけど、その意図が私はよく分からないんですよ。じゃ、市民は何をすればいいのかってことになるじゃないですか。どういう意図で言われたと思いますか。何か、あのコメント、私は違和感がめっちゃあったんですけど。行政ができること、市民ができること、店舗のオーナーができること。何か、また運動でも展開していくつもりなのかしらって。もし意図が分かりそうだったら、教えていただけますか。何でそんなこと言ってんのかなってちょっと思ったもんですから。すいません。最後に。

**○委員長（富士川厚子君）** 消防局長。

**○消防局長** そういうコメントがあったということはお聞きしておりますが、まだ直接私も意見交換しておりませんので、市民皆さん一人一人が防火意識を持っていただきたいという思いもあると思いますので、そこら辺はまた確認させていただきたいと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 最後に、ちょっと思いつきっていうか提案ですけど、市長は発信力とか、そういうのが得意な方みたいなので、一緒に、それこそ火事をなくそう運動みたいなキャンペーンにしていくのも大事じゃないかなと思うんですけど、そういうのだったらできますよね。だから、小倉の店舗だけじゃなくて、結構この冬も火災が多かったので、そういったものを巻き込んで、タブレットにはそういう指定された店舗には行って指導しますけど、そうじゃない、例えば私のところの小倉南区にあるようなオフィス店舗、そういったところには全然行けないじゃないですか。だから、そういうのももっと大々的に、それこそ市長の発信力で定期記者会見でやっていただいてもいいんじゃないかなって思いました。ここまで多いから。もう私も驚くというか、あきれるといって、残念で仕方がないですよ。北九州市って、せっかく地球の歩き方も出て、今から売っていこう、インバウンドも増やしていこうっていうのに、火事が多かったらちょっと危なくて、やっぱりどうなのかなっていうマイナスイメージが多いと思います。ぜひ市長にも言っていただいて、火事をなくそう運動みたいな感じで頑張っていたいただければなど、意見として申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。井上委員。

○委員（井上秀作君）消防局の方々には大変お疲れさまでございました。この火事がある前日に、ちょうど、且過の最初の火災から2周年ということでテレビ番組をやっていたんですよね。且過のお店をずっと見て回って、どういう防火対策をやっているかっていうのを皆さんが実演されていて、それは大変結構だなと思ったのに、1つびっくりしたのが、あるお店なんですけど、タコ足配線なんです。タコ足配線を、これ、帰りに抜いていますっておばちゃんが出ていて、ちょっと待って、これ、タコ足配線を誰も指摘しなかったのっていう話。東京消防庁の発表によると、35%はタコ足配線からの漏電で火事になっているっていう話がありまして。2021年のデータですけどね。やっぱりタコ足配線ってかなりやばいやつで、多分、家庭の火災なんかでも結構、テレビとかの後ろにタコ足でこうやっていて、そこから火がついている例っていうのは、すごくあると思うんですよね。且過の指導に当たるときに、タコ足配線をやっているお店って、あそこだけじゃないと思うんです。実際、コンセントが1か所しかないからしょうがないっていうのはあるのかもしれないけど、それは非常に危険だということで、テレビで堂々と、これを外して帰るんですよって言うていましたけど、いや、外して帰る以前にタコ足やんって思って、タコ足配線にしているところとかの指導はされなかったのかなというのが1点ですよ。

それと、私、前回もちょっと言ったと思うんですけど、おととしの火事の際の出火元の方が、業務上失火の罪で在宅起訴されているわけですよ。じゃ、この人が、これは刑法上の話ですけど、民法上重過失に当たるのかどうかっていうのは、また別の話だと思います。恐らく軽過失っていうことで、在宅起訴ぐらいですから軽過失っていうことで失火責任法が適用されるのかなとは思いますが、万が一、これが重過失認定をされてしまったら、これ前も言ったんですけど、重過失の場合は失火責任法じゃなくて民法になっちゃうんで、周りの家の弁償とか全部しなきゃいけないんです、損害賠償で。要は、何か多くの方が、火事になっても、延焼させても、そこはもうお互いさまだから、自分たちは責任は取らなくていいんだっていう認識っていうのは、実は日本人は昔からすごく多いんですよ。だけど、私が思うに、飲食店の方が例えば油の火をつけっ放しにして火事が起こりましたっていったときに、民間人が同じことをやるのと、プロである飲食店の方が同じことをやるのとでは、過失の度合いは全然違うと思うんです。民間の方だったらまだ軽過失って言えるかもしれないけど、場合によっては、飲食店とかプロの方がそういうことをするっていうのは、これはもう軽過失とは言えないよね、重過失だよってなったときに、彼らが責任を取らなきゃいけないんです。恐らくもう夜逃げするしかないと思うんです。自己破産するかね。だって、その弁償とかできないでしょうから。

だから、そういう怖さっていうのを、私は今後の防火指導っていうか、教えに行くときに、あなた方はそういうことになりかねませんから、そういう犯罪、刑法上のものじゃな

くて、これは民法上やばいことになりかねませんからっていうことで。たしかこれ消防局の方が昔、1回鎮火したと置いていたところがまだ鎮火されていなくて、火が残っていたんですよね。それを見落としとしてしまって、再度火災が発生したときに、消防局の方が1回訴えられているんですよね。これ、消防署員の重過失じゃないかっていうことで訴えられて、裁判上は、いや重過失とまでは言えないということで、軽過失で収まりましたけど、そういう争いってというのは起こります。ですから、プロはその重過失に認定される可能性は高いので、そういう意味からも、一般の家庭以上に火元の注意とかそういうのはやっていかないと、油の火のかけっ放しとか、そういうのは絶対やめていただかないと、あなた方自体が困りますよっていう、脅しじゃないけれども、そういう危機感を持っていただきたいなと思うんです。そして、やっぱりタコ足配線。見たはずなんです、皆さんも。テレビに映っていたくらいだから。タコ足配線していたの、何も指摘されなかったんでしょうか。

**○委員長（富士川厚子君）** 予防課長。

**○予防課長** まず、タコ足配線の件につきまして御回答いたします。

おっしゃるとおり、その映像を私も見させていただいたんですけども、基本的には防火指導員が防火指導のときはタコ足配線も確認して、指導は行っております。タコ足配線に限らず、先ほどもお答えいたしましたけど、電気配線からの失火、火災に陥るとか、そういう話も必ずするようにして、チェックシートにもその項目はありますので、それを行いつつながら今後もやっていきたいと考えております。

もう一点の、以前、委員からやってくださいと、こういうのも有効じゃないかということで、業務上失火の話なんですけども、それ以降、私たちは取り入れまして、防火指導員が回るときに、そういう事例を交えながら防火指導をやって、脅しじゃないんですが、こういう事例があります、こういうことになったら大変なんですよという話も交えながら、防火指導を行うように変更したところでございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** ありがとうございます。早速取り入れていただいて、そういう指導をしているということで、それについては非常にいいと思います。ただ、タコ足配線は実際テレビで見ちゃったんで、私。ちゃんとこれを抜いて帰っているんですよって、いやいや、その前にタコ足やんって思ったんですよね、あれ見たとき。だから、あの辺は今後もう少し徹底して、もうタコ足配線は本当に漏電の可能性が高いんで、やめてもらえますかっていうような感じで、強制はなかなかできないんですよね、実際そういうタコ足にするための製品が売っているわけですから。ただ、許容の電力を超えてしまうと、そういう可能性ってというのは非常に出てくるんで、そこのところをもう少し説明されたりとか、タコ足配線から実際に火が出ているところを iPad か何かで見せるとか、そういうことをし

ながら、これ一般家庭もそうですよ。一般家庭もタコ足配線をしているところはいっぱいあると思うんですけども、東京都消防庁の調査によると35%はタコ足配線からの出火が多かったっていうのを見ると、やっぱりここは、ぜひとも皆さん方に強く指導していただいて、結構危険なんですよということを書いていただければなと思います。重過失の件はもう書いていただいているということで、早速取り入れていただいております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 先日の火災で、消防局の方が懸命に消火されている現場も、私、土曜日もしきましたし、月曜日は議長と行かせていただきました。雨の中、私もちょうど3時頃、土曜日行ったときに、この写真の4の瓦れきが道路に出ていますが、ちょうど見ているときに、あの建物が一気にがっと崩れ落ちて、電線に引っかかって、遠くで見えていたけど、本当に怖いなって思って、そんな中、消防局の方が命がけで消火されていて、本当に感謝申し上げます。

建物が焼けている跡を見たら、何か土壁が見えていたりとか、外は新しそうだったけど、中は古かったんだなっていうのも思いました。先ほど報告の中でもあって、私も分かんないんで教えてもらいたいんですけど、議長と行ったときも、ちょうど近所の知っている方とかに会って、火災があったってことで、最初見たときは白い煙で少ししか出てなかったから、大丈夫なんだと思って一旦家に帰って、そしたら、もう今度どんどん黒い煙で火が出ていたっていうことでした。この白い煙と黒い煙の違いとか、最初その方が見て、そんな大きい火事じゃないんだって思って、その後大きくなるっていうのは、どういうことが考えられるのか教えていただきたい。それと、この火事になったときに、私は一番大切なのは命を守ること、今回もけが人とかいっしょになかったんですけど、命を守ることって大事なのかなとも思いますし、火事になると、私も友人の自宅が火事になったことがあって、本当に思い出から何から全部なくなってしまって、本当に火事って怖いっていうのは、そのときすごく感じました。先ほど吉村委員も言いましたが、初期消火の部分で、ばってなったときに逃げていいのか、何かちょっと消火をして逃げたほうがいいのか、そこを教えていただけたらなと思います。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 予防課長。

**○予防課長** 先ほどの白い煙の話ですが、白い煙の場合は、まだくすぶっている状態という形で、その場合であれば初期消火もまだ可能な状況ですね。これに酸素が入りまして、どんどん燃え上がってきて、炎とかが出るにつれて、だんだん黒い煙に変わって、だんだん性状が変わってくるというか、我々もその煙で判断をして、じゃ、今の状況であれ

ば初期消火ができるので、中に進入できるとか、黒い煙になりますと、中にもう火が上がってきていますので、ちょっと中に入るのは危ないのかなとか、そういうふうな形で、煙の色を見て屋内進入するのか判断をしている状況でございます。

それと、避難については、我々はなるべく早めに避難してくださいと言っていますが、先ほど言いましたとおり、白い煙のときはまだ、大丈夫ではないんですけど、万が一、重要なものとかそういうのがあれば、取りに行くっていうのはできないこともないんですが、基本的には、人命がかかっていますので、逃げてもらいたいというのは我々の気持ちでございます。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました、ありがとうございます。また、これから瓦れきの撤去とか原因の究明とか様々あると思いますけれども、小倉の町が火事で、御飯を食べに行くのも怖くなって、別に消防局の方が悪いわけじゃないですけど、お店の方にしっかり指導するときに、ダクトとか見て、ここ危ないですよって言われているのかもしれないんですけど、今一度、もっと厳しく指導していただけたらなと思い、それを要望して終わります。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 警防課長。

**○警防課長** 先ほど白い煙から黒い煙っていうか、突然炎が大きくなったっていう話で答弁漏れがありましたので。実は、最初に行ったときには本当に白い煙しか見えなくて、消防隊も、実際にどこが燃えているのか、どういうふうな燃え方をしているのかっていうのがなかなか判断できなくて、実際に、南側に耐火造の建物があるんですけど、耐火造の上側に行ったところ、そのあたりにもう上側に黒い煙が上がっていて、出火場所はそのあたりだし、もう燃え広がっているという判断をしまして、消防隊も増強したというふうな経緯でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

なければ、以上で報告を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

行政視察についてお諮りします。

本委員会の行政視察について正副委員長案を作成しましたので、お手元配付の資料を御覧ください。

行政視察は、令和6年7月8日から7月10日までの3日間の日程で、名古屋市の実業系ごみの減量化に向けた取組について及び生物多様性の保全への取組について、横浜市の災害時における自助共助の促進に対する取組について及び食品廃棄物のリサイクル推進につ

いて、それぞれ視察を行いたいと思いますが、この案について質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし。)

それでは、本案のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、議員派遣要求書を議長宛てに提出しますので、御了承願います。

以上で所管事務の調査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会します。

---

環境水道委員会	委員長	富士川 厚子	㊟
	副委員長	河田 圭一郎	㊟